

全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第2条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事県の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

(情報収集)

第3条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生した場合、全国知事会は当該都道府県(以下「被災県」という。)及び被災県の所属するブロック知事会(以下「被災ブロック知事会」という。)の情報収集担当都道府県に対して被災情報等の報告を求める。

2 全国知事会は、各都道府県に各ブロック知事会の幹事県を通じ、収集した情報を提供する。

(情報収集要員の派遣)

第4条 前条の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合には、全国知事会は、被災ブロック知事会幹事県等との協議のうえ、速やかに被災県の災害対策本部に要員を派遣し、情報収集を行う。

2 全国知事会は、要員派遣に当たり、全国知事会のみでは対応できない場合には、被災ブロック知事会幹事県等と協議のうえ、当該ブロック知事会を構成する都道府県の協力

を求めることができる。

3 被災県は、情報収集要員との連絡調整に十分配慮する。

(業務の代行)

第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整要員の派遣)

第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整要員を派遣し、広域応援実施時における受け入れ体制を整備する。

2 被災県は、連絡調整要員との連絡調整に十分配慮する。

(広域応援の内容)

第7条 協定第5条に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び斡旋

ア 救助及び応急復旧等に必要の要員

イ ヘリコプターによる情報収集

ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋

(2)物的支援及び斡旋

ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資

イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要の資機材及び物資

ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び斡旋

ア 傷病者の受け入れのための医療機関

イ 被災者を一時収容するための施設

ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務

エ 仮設住宅用地

オ 輸送路の確保及び物資拠点施設

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(広域応援計画の作成)

第8条 被災県に対する広域応援計画を作成する場合には、国その他関係機関との連絡・調整のうえ、別表2を基本として、全国知事会が決定する。

(別表2)

被災 ブロック 知事会	広域応援を実施するブロック知事会					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北地方	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北地方
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方

(情報収集要員等の携行品)

第9条 被災県に派遣される情報収集要員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第10条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第11条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額

- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書（関係書類添付）により、被災県の知事に請求する。

（適用）

第 12 条 この実施細目は、平成 18 年 7 月 12 日から適用する。